

住み慣れた芽室町で生活するために



介護保険の便利帳

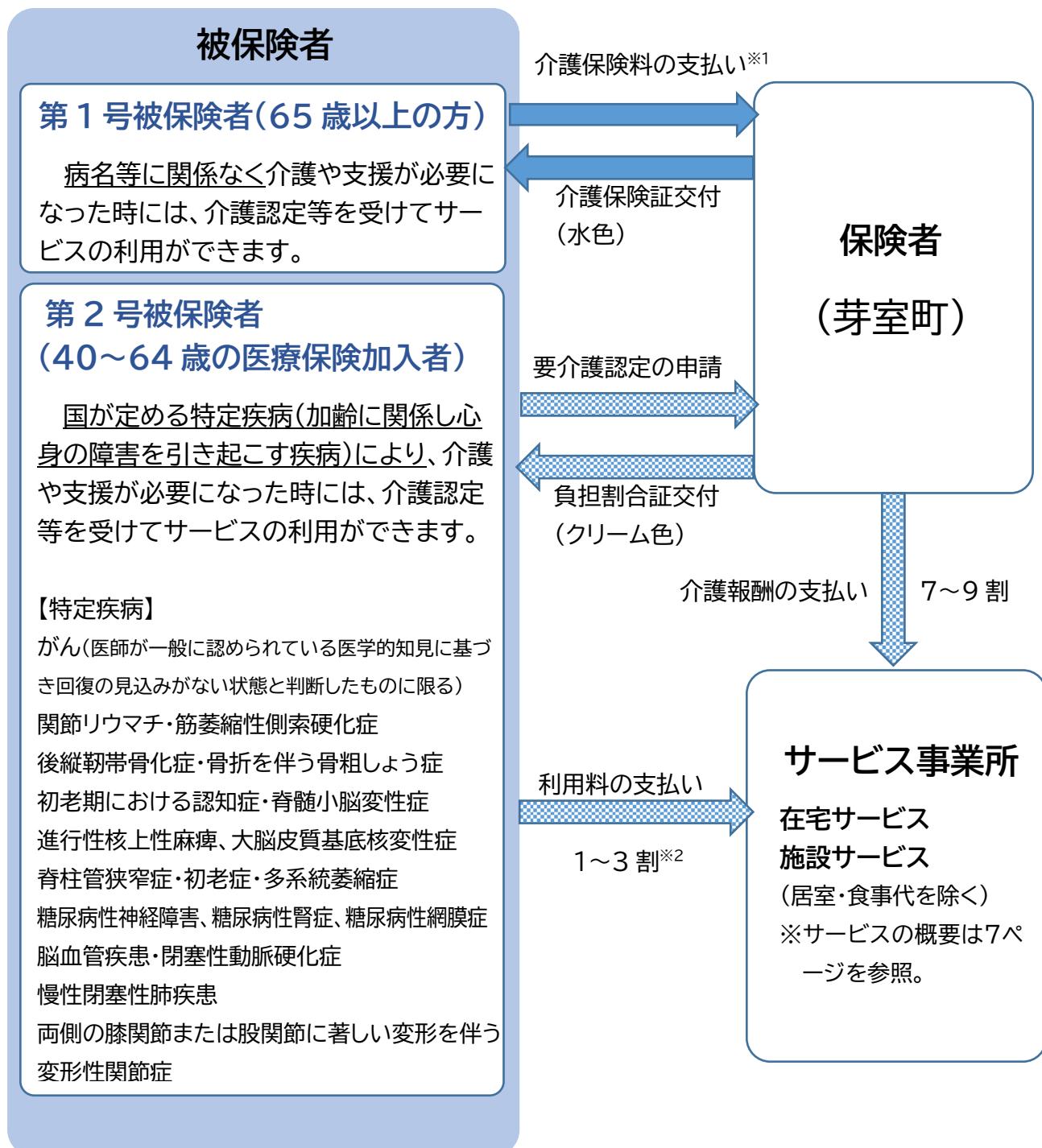


～制度のしくみとサービス～



介護保険は「支え合いのしくみ」

40歳以上の方が被保険者となり、保険者である芽室町に介護保険料を支払うことで運営されています。高齢になって介護が必要になった時に、利用料の一部負担することで介護保険サービスを利用できるようにする「支え合いのしくみ」です。



※1 保険料については6ページを参照してください。

※2 利用料の負担割合は4ページを参照してください。

介護保険サービス利用までの流れ

申請の手続きから介護保険の認定結果が出るまでに1か月程度かかります。
(早急に介護保険サービスの利用が必要な場合はご相談ください。)

①相談・申請

初めて申請される際には、地域包括支援センターの専門職が、困りごとの詳細についてお聞きし、サービス利用までの手続き等を説明します。本人・家族が来所できない場合は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設の職員等が代理で手続きできます。まずはお電話でご相談ください。

【申請時に必要なもの】

介護保険証(水色)・かかりつけの病院名、診療科、医師名がわかるもの

(40~65歳の方は、加入している医療保険証)

※上記が見当たらない場合は事前にお知らせください。



茅室町地域包括支援センター
あいあい
茅室町東4条4丁目5番地
茅室町保健福祉センター2階
0155-66-8767

②認定調査

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態を調査します。必要に応じてご家族などにも聞き取りを行います。

茅室町からかかりつけの病院に、
主治医意見書の提出を依頼します。
主治医意見書と認定調査結果をコンピューターで判定(一次判定)します。

医療・保健・福祉関係者が出席して行う介護認定審査会で審査され判定(二次判定)されます。

③認定結果のお知らせ

介護認定審査会の翌日(役場閉庁日の場合は次の開庁日)に認定結果通知書が発送されます。



④居宅介護支援事業所と契約

認定された介護度(4ページ参照)や、利用者及び本人の意向に基づき居宅介護支援事業所(ケアマネジャーがいる事業所)との契約し、サービスを利用するためのケアプランの作成を行います。はじめて利用する場合は、①の地域包括支援センター職員が調整をお手伝いします。



⑤サービスの利用

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。介護保険サービスの種類は 7ページ～を参照



ケアマネジャーって？

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、介護に関する知識をもつ専門職員です。利用者の心身の状態や生活状況に合わせたケアプランを作成し、利用者とサービスを提供する事業所との調整を行います。

ケアプランって？

どんなサービスをどのくらい利用するかなど、具体的な内容を決めた計画書のことです。このケアプランにもとづいてサービスを利用することができます。

認定

要介護・要支援認定になった場合

認定結果通知書と「介護保険被保険者証」「介護保険負担割合証が郵送されます。介護保険サービスを利用するためには必要になりますので大切に保管してください。

介護保険被保険者証

(三つ折りサイズ)

介護保険負担割合証

(二つ折りサイズ)

非該当

要介護・要支援のいずれの状態にも該当しない場合

生活上の困り事をどのように解決するか、地域包括支援センター職員と相談します。心身の状態の合わせて介護予防や生活支援を目的とした介護予防・生活支援サービス利用などを検討します。

介護保険サービス利用時の費用・負担軽減

① 介護保険サービス利用費用には上限があります。

要支援・要介護の区分に応じて、利用できる上限額(支給限度額)が決まっています。上限を超えてサービス利用する場合は、全額自己負担になります。

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

サービスの種類・内容によって支給限度額が適用されないものがあります。詳しくは実際のサービス利用時に担当ケアマネジャーに相談しましょう。

② サービスにかかった費用の1割～3割が自己負担となります。

原則として1割が自己負担となります。所得が一定以上の方は2割または3割分を負担することになります。

負担割合	対象者
3割	次の①②両方に該当する方 ① 本人の合計所得金額が <u>220万円以上</u> ② 同一世帯にいる65歳以上の人(本人含む)の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合 <u>340万円以上</u> 、2人以上世帯の場合 <u>463万円以上</u>
2割	3割に該当しない人で次の①②の両方に該当する場合 ① 本人の合計所得金額が <u>160万円以上</u> ② 同一世帯にいる65歳以上の人(本人含む)の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合 <u>280万円以上</u> 、2人以上世帯の場合 <u>346万円以上</u>
1割	・65歳未満の方 ・上記の2～3割の所得要件に該当しない方

③ 自己負担が高額になったときに利用できる制度があります。

制度に該当し支給される可能性のある方には、町から申請手続きをお知らせする通知を送ります。申請後に確認のうえ支給の可否や支給内容をお知らせします。

●高額介護サービス費支給制度

同じ月に利用した介護保険利用者負担の合計(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は合わせた金額)が一定額を超えた場合には、申請により超えた分がとして後から支給されます。

●高額医療合算介護サービス費支給制度

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合わせて高額になった場合には、限度額を超える分が支給されます。

区分		自己負担上限(月額)
町民税課税の世帯	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上である65歳以上の方がいる世帯	世帯:140,100円
	課税所得380万円(年収約770万円以上)690万円(年収約1,160万円)未満である65歳以上の方がいる世帯	世帯:93,000円
	町民税課税世帯で上記に該当しない世帯	世帯:44,400円
町民税非課税の世帯	世帯全員が町民税非課税で下記に該当しない世帯	世帯:24,600円
	・課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・高齢福祉年金を受給している方	世帯:24,600円 個人:15,000円
生活保護を受給されている方		個人:15,000円



その他に介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院)利用時にかかる食事代や居住費の負担を軽減する制度(11ページ参照)もあります。

介護保険の保険料のしくみ

介護保険は、40歳以上の方が納める介護保険料と公費(国・北海道・芽室町)を財源としています。介護保険サービスが必要になった時に、安心してサービスが利用できるように保険料の納付についてご理解・ご協力をお願いします。

65歳以上人の保険料

毎年7月に「保険料額」と「納め方」についてお知らせする通知が届きます

●保険料の額

65歳以上の方の保険料は、芽室町で介護保険サービスを提供するために必要な費用をもとに計算されます。計算された「基準額」から、所得に応じて14段階に区分されます。

●保険料の納め方

受給している年金額等により決まった方法で納めていただくため、個人で納め方を選べることができます。

年金から納める「特別徴収」と納付書や口座振替によって納める「普通徴収」の2種類の納め方があります。

特別徴収(年金から納める)

年金が18万円以上(年間)の人
支給される年金(老齢年金、遺族年金、障害年金など)からあらかじめ保険料が差し引かれます。

★★★★★★★★★★★★★★★★

年金が18万円以上でも、普通徴収(納付書・口座振替で納める)となる場合があります。

- ・65歳(第1号被保険者)になった時
- ・他の市町村から転入した場合
- ・保険料額が変更になった時 など

普通徴収(納付書で納める)

年金が18万円未満(年間)の人
通知に同封された納付書で、介護保険料を納めます。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
金融機関で口座振替の手続きをすることで、納付を便利に行うことができます。(預金通帳・通帳の届出印・介護保険料の通知書を持って、金融機関の窓口にご相談ください。)

40~64歳人の保険料

加入している医療保険の種類によって保険料額が決まり、医療保険料と合わせて納めます。

介護保険サービスの種類・内容

【介護予防・生活支援サービス事業】

事業対象者

要支援1・2

種類	内容	サービス費用 1割のめやす
介護予防 訪問型サービス	 <p>ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護予防・自立支援を目的とした身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います。</p>	<u>1か月あたり</u> 事業対象者・要支援1 →週1回程度 1,176円 要支援2 →週2回程度 2,349円
介護予防 通所型サービス	 <p>デイサービスセンターで、介護予防・自立支援を目的とした食事・入浴などの支援や、生活向上のための支援を行います。</p>	<u>1か月あたり</u> 事業対象者・要支援1 →週1回程度 1,798円 要支援2 →週2回程度 3,621円

サービスの内容などにより、加算や食事代などの実費がかかります。

【介護予防サービス】

要支援1・2

種類	内容	サービス費用 1割のめやす
介護予防 訪問入浴介護	 <p>介護職員・看護職員が自宅で特殊浴槽などの機器を使用し入浴の支援を行います。</p>	要支援1・2 → 856円
介護予防 訪問リハビリテーション	 <p>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅に訪問し、必要なリハビリテーションを行います。</p>	要支援1・2 → 308円
介護予防 居宅療養管理指導	 <p>通院が困難な方に、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理・指導を行います。</p>	医師が行う場合 (1か月に2回まで) → 515円
介護予防 訪問看護	 <p>看護師が自宅に訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話・診療の補助を行います。</p>	訪問看護ステーションから (30分未満) → 4,825円
介護予防 通所リハビリテーション	 <p>介護老人保健施設などで食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を行います。</p>	<u>1か月あたり(定額)</u> 要支援1 →2,268円 要支援2 →4,228円

サービスの内容などにより、加算や食事代などの実費がかかります。

要支援1・2

種類	内容	サービス費用 1割のめやす
介護予防短期入所 生活介護 	特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、介護予防を目的に日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	1日(従来型・個室の場合) 要支援1→ 451円 要支援2→ 561円
介護予防短期入所 療養介護 	介護老人保健施設などに短期間入所し、 <u>医学的な管理のもと</u> で介護予防を目的に日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	1日(従来型・個室の場合) 要支援1→ 579円 要支援2→ 726円
介護予防特定施設 入居者生活介護 	有料老人ホームなどに入居している方に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を行います。	1日 要支援1→ 183円 要支援2→ 313円

サービスの内容などにより、加算や部屋代・食事代などの実費がかかります。

【生活環境を整えるサービス】

要介護1～5

要支援1・2

種類	条件・対象品目など
福祉用具貸与 (日常生活の自立を支援するための福祉用具を貸与します。) 	手すり(工事を伴わないもの) スロープ(工事を伴わないもの)★ 歩行器、歩行補助杖★ ★のうち、固定用スロープ、歩行器、単点杖(松葉つえを除く)、多点杖は、購入することもできます。 要介護4・5→自動排泄処理装置(排便・排尿吸引の機能のあるもの) 要介護2～5→車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト(つり具除く)、認知症徘徊探知機
特定福祉用具購入 事前申請必要	同じ年度内に <u>10万円</u> を上限に下記の福祉用具を指定業者から購入した場合、費用の一部が介護保険から支給されます。 腰掛便座、入浴補助用具 自動排泄処理装置の交換部品、排泄予測支援機器
住宅改修 事前申請必要	<u>20万円</u> を上限に手すりの取り付けなどの住宅改修をした場合、費用の一部が介護保険から支給されます。 【改修の例】 ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑り防止、移動円滑化のための床材変更 ・引き戸などへの扉の取り換え

【介護サービス】

要介護1~5

種類	内容	サービス費用 1割のめやす
訪問介護 (ホームヘルプ) 	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も実施できます。	身体介護中心 ➡244円(20分以上 30分未満) 生活援助中心 ➡179円(20分以上 45分未満) 夜間・深夜・早朝などは加算あり
訪問入浴介護 	介護職員・看護職員が自宅で特殊浴槽などの機器を使用し入浴の介護を行います。	1回 ➡1,266円
訪問リハビリテーション 	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅に訪問し、必要なりハビリテーションを行います。	1回 ➡308円
居宅療養管理指導 	通院が困難な方に、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士が自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。	医師が行う場合 (1か月に2回まで) ➡5,150円
訪問看護 	看護師が自宅に訪問し、療養上の世話・診療の補助を行います。	訪問看護ステーションから (30分未満) ➡471円
通所介護(デイサービス) 	デイサービスセンターで、食事・入浴などの支援や、機能訓練のための支援を行います。(日帰り送迎あり)	7時間以上8時間未満の場合 (介護度に応じて) ➡658円~1,148円
通所リハビリテーション(デイケア) 	介護老人保健施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を行います。(日帰り送迎あり)	7時間以上8時間未満の場合 (介護度に応じて) ➡762円~1,379円

サービスの内容などにより、加算や食事代などの実費がかかります。

メモ

要介護1～5

種類	内容	サービス費用 1割のめやす
短期入所生活介護 (ショートステイ) 	特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	1日(従来型・個室の場合) (介護度に応じて) →603円～884円
短期入所療養介護 (ショートステイ) 	介護老人保健施設などに短期間入所し、 <u>医学的な管理のもと</u> で日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	1日(従来型・個室の場合) (介護度に応じて) →753円～971円
特定施設 入居者生活介護 	有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の支援や介護を行います。	1日 (介護度に応じて) →542円～813円

サービスの内容などにより、加算や部屋代・食事代などの実費がかかります。

【施設サービス】

要介護1～5

種類	内容	サービス費用 1割のめやす
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所し、日常生活の介護を受けられます。 (入所は原則 <u>要介護3～5</u> の方が対象です。)	従来型・個室の場合 1日 (介護度に応じて) →732円～871円
介護老人保健施設 	状態が安定している方が在宅で生活できるようにリハビリテーションや介護を受けられます。	従来型・個室の場合 1日 (介護度に応じて) →717円～932円
介護医療院 	長期の療養に対応した医療や、居住スペースでの日常生活上の介護を受けられます。	従来型・個室の場合 1日 (介護度に応じて) →721円～1,263円

介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設など)利用時の費用

サービス費用の
自己負担分



食 費



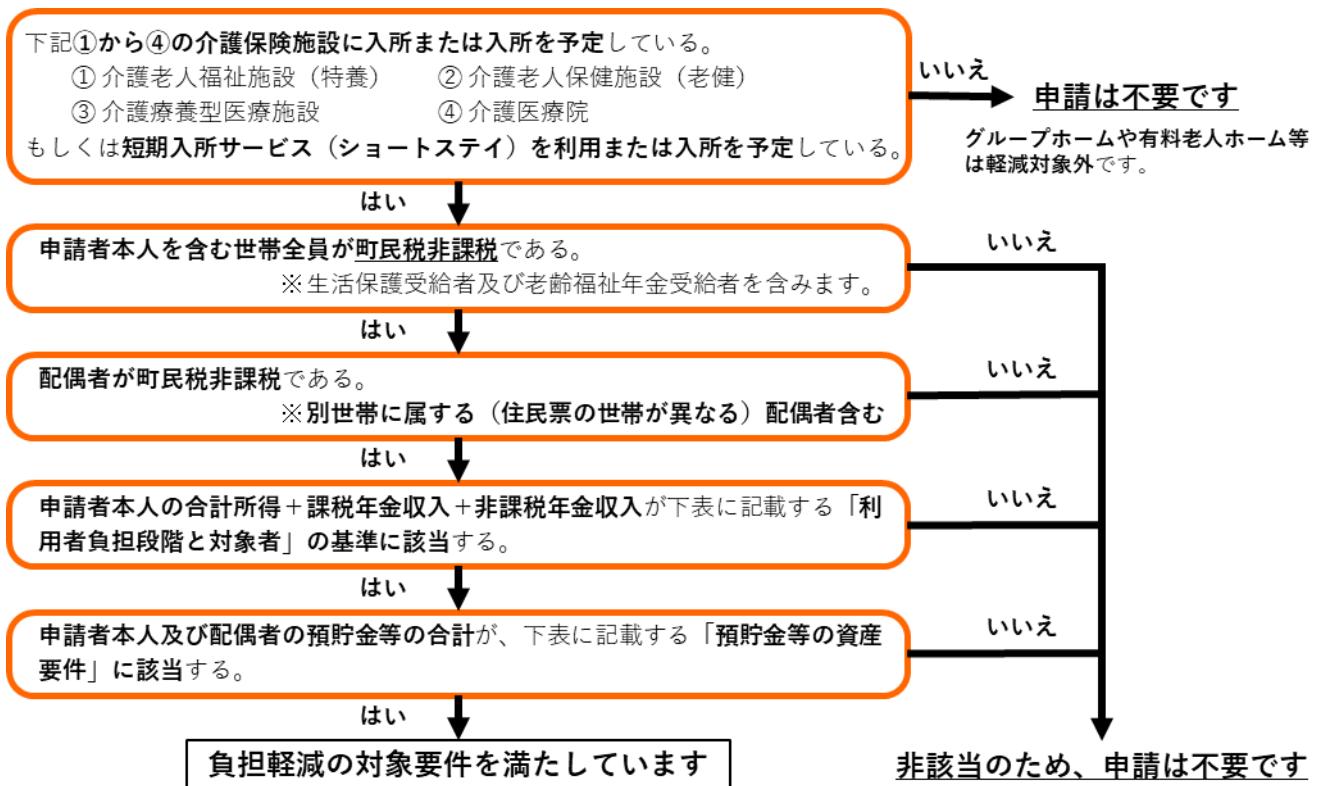
居住費
(施設や部屋の種類により異なります)

※この他に施設によって身のまわりの物や趣味活動の材料費などがかかります。

食費と居住費が軽減される制度(特定入所者介護サービス費)があります

所得により施設利用が困難にならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。

☆フローチャートで対象要件を満たしている方は、申請など手続きが必要です。
(13ページの介護保険係にご相談ください。)



利用者負担段階と対象者		預貯金等の資産要件
第1段階	本人および世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金の受給者または生活保護の受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

※第2号被保険者（65歳未満の方）は負担段階に関わらず、単身1,000万円以下または夫婦2,000万円以下

【地域密着型サービス】

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活し続けられるように、その地域の特性に合わせたサービスを保険者(芽室町)が整備します。原則、他の市町村のサービスは受けられません。

種類	内容	芽室町の整備状況等
地域密着型 通所介護 要介護1～5 	定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、日常生活上の支援や機能訓練、専門的なケアを受けることができます。	あり サービス内容・費用などの概要是 <u>芽室町地域包括支援センターあいあい(13ページ)</u> に相談してください。
認知症対応型 通所介護	認知症の人がデイサービスセンターで、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、専門的なケアなどを受けられます。	なし
小規模多機能型 居宅介護 要介護1～5 要支援1・2 	小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら、訪問や泊りのサービスを組み合わせ、食事や入浴などの日常生活上の支援を受けられます。	あり サービス内容・費用などの概要是 <u>芽室町地域包括支援センターあいあい(13ページ)</u> に相談してください。
看護小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い、訪問、泊り、看護を一つの事業所で受けることができます。	なし
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 要支援2  要介護1～5	認知症の人が、少人数で共同生活を送りながら、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能訓練を受けられます。	あり サービス内容・費用などの概要是 <u>芽室町地域包括支援センターあいあい(13ページ)</u> に相談してください。
地域密着型 特定施設 入居者生活介護	定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどに入居して、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上の訓練を受けることができます。	なし

種類	内容	芽室町の整備状況等
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応などを受けられます。	なし
夜間対応型訪問介護	巡回や通報システムによる夜間専用の訪問看護を受けられます。	なし

介護保険の相談場所

芽室町地域包括支援センターあいあい

芽室町東4条4丁目5番地
芽室町保健福祉センターあいあい21 2階

0155-66-8767

高齢者の困りごと・利用できるサービス等

- ・介護保険サービスの内容や申請の手続きを知りたい。
- ・高齢者の生活上の悩みや困っていることがあり相談したい。
- ・認知症・病気等健康に関する相談をしたい。

芽室町役場高齢者支援課介護保険係

芽室町東2条2丁目14番地
芽室町役場 1階 ③窓口

0155-62-9724

介護保険料・サービス利用費の負担軽減・介護認定等

- ・介護保険料の通知、還付の手続きなど。
- ・介護認定審査、認定調査に関する事。
- ・介護保険証、負担割合証に関する事。
- ・介護保険サービス利用の負担軽減の手続きについて。

芽室町高齢者支援課

V e r . 1 (2025 年 3 月 31 日作成)